

すこやか住宅推進協議会への施工業者登録の際に必要な『市税に滞納がないことの証明』について

市税の納付から1箇月以内の場合、各区税務課又は市民税課では納付の確認ができないことがありますので、納付後1箇月以内に『市税に滞納がないことの証明』の交付を申請される場合は必ず、下記の書類等をご持参ください。

ア「窓口払い」の場合・・・納付から1箇月以内の市税の領収証書

※なお、スマートフォンアプリ及びクレジットカードによる納付をされた場合は、領収証書が発行されませんので、お急ぎの方は窓口払いをご利用ください。

法人の場合は、毎月10日が特別徴収市県民税の納期限となっており、『市税に滞納がないことの証明』の申請をされる場合、領収書等の確認が必要になる場合がありますので、必ず上記のアの確認書類をご持参ください。

*市税証明申請書に押印する法人の印鑑については裏面を参考にしてください。(法人代表者が自署した場合は、法人代表者印は不要です。)

北九州市税の納税証明書に関するお問い合わせは、各区役所内の税務課又は市民税課へお願いします。

(いずれも市外局番は093、直通電話です。)

門司税務課 331-9811

東部・市民税課 582-3364

小倉南税務課 951-0043

若松税務課 761-4182

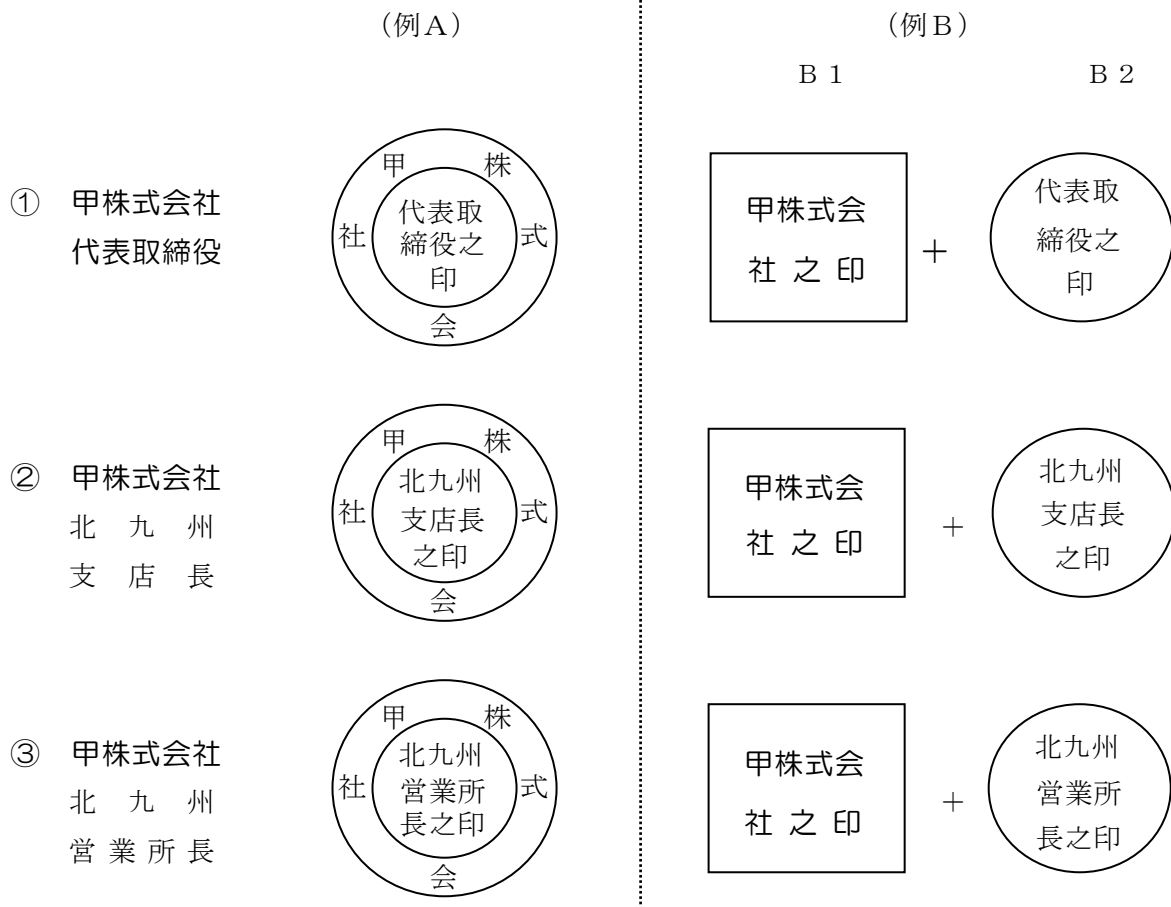
八幡東税務課 681-5851

西部・市民税課 642-1452

戸畑税務課 871-0571

市税証明申請書に押印する法人の印鑑の例

(例A) の場合は該当の印鑑を一つ、(例B) の場合はB 1 及びB 2 の二つを押印してください。



なお、代表者に替わり社員が証明の申請を行う場合は、来庁者について、運転免許証等による「本人確認」と社員証等による「法人の社員【使用者】の確認」を行います。

1 本人確認 (必要な本人確認資料)

ア 官公署が発行した顔写真付きの公的証明書

マイナンバーカード、運転免許証、旅券 (パスポート)、住民基本台帳カードなど

イ 官公署が発行した顔写真なし書類

マイナ保険証 (資格確認書)、年金手帳、納税通知書など

ウ 官公署以外が発行した書類

社員証、士業法人が発行する会員証、学生証、キャッシュカード、クレジットカード、公共料金領収書など

※ アを1点又はイを2点又はイ・ウを各1点提示してください。

2 法人の社員【使用者】の確認 (必要な確認資料)

社員証

※名刺は不可です。

※使用者と分かるものがない場合は、委任状を作成して代理人として申請してください。